

食パラダイス鳥取県×体験型観光企画支援補助金交付要綱

制 定 令和6年7月9日付第202400083406号

鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、食パラダイス鳥取県×体験型観光企画支援補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、令和7年に開催される大阪・関西万博を契機に、インバウンドや国内外のハイエンド層の鳥取県への誘客促進を図るため、県内の農家、飲食店、宿泊施設、観光施設などが連携し、“鳥取の食”と“体験型観光”を組み合わせた新商品の造成を支援することにより、ステージアップした「食パラダイス鳥取県」をPRすることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税額を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に同表の第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額以下とする。ただし、同表の第5欄に定める額を限度とする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(事業計画書の提出)

第4条 本補助金の交付を希望する団体等は、鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課長(以下「食パラダイス推進課長」という。)が別に定める日までに様式第1号及び様式第2号により事業計画書(以下「計画書」という。)を食パラダイス課長に提出しなければならない。

(計画書の審査)

第5条 前条の規定に基づき提出された計画書は、審査会において審査を行う。

2 前項の審査に必要な審査基準は、食パラダイス推進課長が別に定める。

(対象事業の決定)

第6条 食パラダイス推進課長は、第4条の規定に基づき提出された計画書について、前条第1項による審査の結果を基に、予算の範囲内で本補助金を交付すべき対象事業を決定し、決定の日から14日以内に計画書を提出した団体等に結果を通知する。

(交付申請の時期等)

第7条 前条により決定された本補助金を交付すべき対象事業を行おうとする団体等は、食パラダイス推進課長が別に定める日までに本補助金の交付申請を行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第8条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
 - (2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
- 2 第8条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は令和7年2月28日までのいずれか早い日
 - (2) 規則第17条第1項第2号の場合にあつては、補助事業の中止又は廃止の日から20日を経過する日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。
 - 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第11条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の器具及び備品
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの。
- 3 第8条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(収益納付)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなくてはならない。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は令和6年7月9日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額
<p>(1) “鳥取の食”と“体験型観光”を組み合わせた誘客サービス、メニュー及び商品の開発・改良</p> <p>(2) (1)のPR（(1)の開発・改良を行った者が行うその成果品に関するPRに限る。）</p>	<p>県内の農林水産事業者、飲食店、旅館・ホテル、観光施設又はそれら関係事業者等が連携したグループ</p> <p>※構成員に県外事業者等を含む場合は、構成員の1/2未満とし、主となる事業者は県内に事業所等を有する者とする。</p>	<p>(1) 県産食材を使用したメニュー及び商品の開発・改良に係る経費</p> <p>ア 試作材料費</p> <p>イ 機械・装置、器具・備品等の購入に係る経費（50万円未満のものに限る。）</p> <p>ウ 食品分析等に係る経費</p> <p>エ パッケージデザイン版下作成費</p> <p>オ ロゴマーク入りシール作成経費 等</p> <p>(2) 体験型観光メニューの新規造成に係る経費</p> <p>ア 企画提案に係る委託料、謝金、旅費（専門家やアドバイザーの派遣に要する経費に限る。）</p> <p>イ 機械・装置、器具・備品等の購入に係る経費（50万円未満のものに限る。）</p> <p>ウ マニュアル、パンフレット等の印刷製本費 等</p> <p>(3) (1)又は(2)のPRに係る経費</p> <p>ア 委託料</p> <p>イ 資材作成費 等</p>	<p>1/2</p>	<p>1事業当たり 1,000千円</p>

5 事業の新規性又は発展性	
6 事業実施により得られる地域への波及効果	
7 他の補助金の有無	<p>(該当する区分にチェックしてください)</p> <p><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p> <p>※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。</p> <p>活用する補助金名 _____</p> <p>補助金所管部署・団体等 _____</p> <p>連絡先 _____</p> <p>※他に国や県の補助金の交付を受けている場合、この補助金の交付を受けることはできません。（補助金交付後に発覚した場合、補助金を返還していただきます）</p>
8 事業完了予定日	年 月 日
9 消費税等の納税区分（申請時点）	<p>以下のいずれかに○をしてください</p> <p>・一般課税事業者 ・簡易課税事業者 ・免税事業者</p> <p>・特定収入割合が5%を超えている公益法人等、地方公共団体、仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者</p>

交付申請に当たり、申請者及び構成員が以下の事項について相違ないことを誓約します。

- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

※誓約する場合は、上記の各項目にチェックをつけること。

(注) 団体申請の場合は、事業実施主体の組織構成が明らかになる書類（別紙）を添付すること。

様式第2号（第4条及び第7条関係）

年度食パラダイス鳥取県×体験型観光企画支援補助金事業収支予算書

申請者名 _____

収入の部 (単位：円)

区 分	予算額	積算内訳
県 補 助 金		
自 己 資 金		
その他の収入		
合 計		

※「その他収入」欄には、市町村等補助金、協賛金等を記載してください。

支出の部 (単位：円)

区 分	予算額	積算内訳
合 計		

様

職 氏 名

年度食パラダイス鳥取県×体験型観光企画支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった食パラダイス鳥取県×体験型観光企画支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、食パラダイス鳥取県×体験型観光企画支援補助金交付要綱（令和6年7月9日付第202300083406号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、当該変更後の額）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第5号（第10条関係）

年度食パラダイス鳥取県×体験型観光企画支援補助金事業収支決算書

申請者名 _____

収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	内訳
県補助金			
自己資金			
その他の収入			
合 計			

※「その他収入」欄には、市町村等補助金、協賛金等を記載してください。

支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	内訳
合 計			

年 月 日

様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度食パラダイス鳥取県×体験型観光企画支援補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあった食パラダイス鳥取県×体験型観光企画支援補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | | | |
|------------------------------------|---|---|---|
| 1 交付された補助金等の額の確定額 | 金 | , | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | , | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | , | 円 |
| 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） | 金 | , | 円 |
- 5 添付資料
- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第6号 別紙（第10条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 事業実施主体名
- 2 事業実施主体住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
	課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経費の内訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

(2) 課税売上割合 〇〇%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法